

船員法及び船員職安法の改正事項と政省令案

項目	概要	とりまとめ
1 労働時間管理の適正化	<p>【法改正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①船内記録簿・休日付与簿を廃止し、記録簿作成・備置義務規定を新設(第67条第1項) ②船員の労働時間の状況の把握義務規定を新設(第67条第3項) ③労務管理責任者にかかる規定を新設(第67条の2第1項) ④船員に対する適切な措置を講ずる義務規定等を新設(第67条の2第2～4項) <p>(省令案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労務管理記録簿様式を新設(第45条第1項) ②労働時間の状況の把握の方法は、電子計算機による作業の開始及び終了の記録、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法と規定(第45条の2) ③労務管理責任者が管理すべき事項は、記録簿の作成及び備置き、船員の労働時間の状況の把握、船員の健康状態の把握、船員からの相談への対応と規定(第45条の3第1項) ④船員の状況に鑑み船舶所有者が講ずる必要がある措置は、勤務時間の変更、作業の転換、乗下船時期の調整、研修の実施その他の適切な措置と規定(第45条の3第2項) 	P. 12～14 関係
2 労働時間の範囲の見直し、明確化	<p>【法改正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火操練等及び航海当直の交代のための時間について、1日あたりの労働時間の上限及び割増手当の支払の対象化(第68条第1項第2・3号の改正) <p>(省令案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一日当たりの労働時間の限度(8時間以内)を超えて作業に従事することができる時間を、防火操練等は当該作業に必要な時間、航海当直の交代は1時間を限度と規定(第42条の9) <p>※このほか、別途作成するガイドラインにより、各種の船内活動の労働時間への該当性を明確化</p>	P. 10～12 関係
3 雇入契約の成立等に関する届出主体の見直し	<p>【法改正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇入契約の成立等に関する届出主体を船長等から船舶所有者に変更(第37条) <p>(省令案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○届出主体が船長から船舶所有者に改正されたことに伴い、省令においても同様に届出主体を船長から船舶所有者に改正(第18条～第20条) これに伴い、船長に義務付けられていた船員に対する海員名簿の提示等を削除(第10条第2・3項) 	P. 26 関係

船員法及び船員職安法の改正事項と政省令案

項目	概要	とりまとめ
4 適正な就業機会の確保等	<p>【法改正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職業紹介における求人申込みの不受理事由等の追加(第15条・第42条第1項) ②労働条件変更時の明示義務等の追加(第16条第2項) ③紹介順序の原則や無料船員職業紹介事業者等の兼業規制の廃止(第18条・第35条の改正) ④事業許可(無料船員職業紹介事業・船員派遣事業)にかかる申請の欠格事由の整備(第35条第1項・第56条第6～9・12・13号) ⑤船員派遣における船員の労務管理体制の見直し(改正船員法対応)(第89条第2・3項) <p>(政令案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①求人申込みの不受理対象となる労働関係法令を規定(第1条) <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法、船員法、船員職業安定法、最低賃金法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 ④無料の船員職業紹介事業の許可に係る欠格事由となる労働関係法令を規定(第2条) <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法、船員法、職業安定法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、労働者派遣法、港湾労働法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、林業労働力の確保の促進に関する法律、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 <p>(省令案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①求人申込みの不受理の対象となる場合は、違反行為をした日から起算して過去1年以内において当該違反行為と同一の違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正がされていないこと又は是正が行われた日から起算して6月を経過していないこと等と規定(第3条第5項) ②求人者が求職者との労働契約の締結に際して求人申込時に明示した従事すべき業務の内容等を明示しなければならない場合は、従事すべき業務の内容等を特定・削除・追加する場合と規定するとともに、その場合に明示しなければならない事項は、特定・削除・追加する従事すべき業務の内容等と規定(第4条第1項・第2項) ③紹介順序の原則及び無料船員職業紹介事業者等の兼業規制に関する規定を削除(第5条・第15条) ⑤船員の状況に鑑み船舶所有者が講ずる必要がある措置は、勤務時間の変更、作業の転換と規定(第42条第1項) 	P. 25・26 関係

